

厚生労働大臣の定める掲示事項



1. 入院基本料について

当センターは「一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)」の届出を行っております。概要は各病棟に掲示しております。

また、入院の際に医師・関係職員が共同して、患者さんに関する入院診療計画を策定し、7日以内に書面にてお渡ししております。厚生労働大臣が定める院内感染防止対策・医療安全管理体制・褥瘡対策・栄養管理体制・意思決定支援の基準・身体的拘束最小化の基準を満たしております。

2. DPC対象病院について

当センターは、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC対象病院」となっております。

医療機関別係数 1. 5 5 5 2 (令和7年5月1日現在)

<係数内訳> ①基礎係数 (1. 0 7 0 8)
②機能評価係数Ⅰ (0. 3 6 9 2)
③機能評価係数Ⅱ (0. 0 8 4 4)
④救急補正係数 (0. 0 2 9 8)

3. 施設基準について

当センターでは、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している事項について、関東信越厚生局に届出しております。概要は別に掲示しております。

4. 入院時食事療養について

当センターは入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温にて提供しております。



5. 保険外負担について

当センターでは、電話使用料、紙おむつ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。証明書・診断書料金については別に揭示しております。

6. 明細書の発行について

当センターでは、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

詳しくは計算受付・入退院受付にお尋ねください。

7. 特別の療養環境室料（差額室料）について

当センターでは、患者様側のご希望により、同意の上で特別療養環境室料を徴収しており概要は別に揭示しております。

詳しくは入院受付にお尋ねください。

8. 初診料に係る選定療養費

他医療機関からの紹介状の無い初診の方は、原則としてご案内出来ませんが、ご案内が可能となった場合、初診時選定療養費として7,700円（税込）のご負担が生じますのでご了承下さい。ただし、緊急を要する場合は、この限りではございません。

9. 時間外選定療養費

通常の診療時間以外に緊急で受診する必要がないと医師が判断した患者さんには、時間外選定療養費として10,000円（税込）お支払いいただきます。ただし、緊急受診の必要性が認められた場合等は、対象外となります。

10. 入院期間が180日を超える入院について
入院の必要性が低いにもかかわらず、患者様側のご事情により長期に入院される場合は、180日を超える日から1日につき急性期一般入院料1の場合2,730円（税込）を別途ご負担いただきます。
11. 多焦点眼内レンズを使用する白内障手術の選定療養について
多焦点眼内レンズを使用する白内障手術を受ける場合、当センターでは選定療養の費用として、通常の診療費とは別に所定の金額をご負担いただきます。概要は別に揭示しております。